

○長浜市建築物耐震対策総合支援事業補助金交付要綱

令和5年3月23日告示第67号

長浜市建築物耐震対策総合支援事業補助金交付要綱  
(趣旨)

**第1条** この要綱は、地震その他の災害（以下「地震等」という。）の発生時における建築物等の倒壊等による災害を防止するため、長浜市建築物耐震対策総合支援事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 長浜市建築物耐震対策総合支援事業 別表第1に掲げる事業をいう。
- (2) 耐震診断員 滋賀県が主催する滋賀県木造住宅耐震診断員養成講習会を修了し、滋賀県木造住宅耐震診断員として滋賀県木造住宅耐震診断員登録名簿に登録された者をいう。
- (3) 木造住宅耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針告示」という。）に基づき国土交通大臣に認められた方法である一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法（以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）に定める工法、国土交通大臣が認定した工法、一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価制度にて評価を受けた工法、一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業にて審査証明を受けた工法又は愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の木造住宅耐震改修工法評価制度にて評価を受けた工法（以下「木造住宅の耐震診断と補強方法等に定める工法」という。）を適用し、木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法又は精密診断法に基づいて、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が実施する耐震診断をいう。ただし、時刻歴応答計算による方法で行った場合においては、その結果について既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会の設置機関（以下「耐震判定機関」という。）から適正であることを証する書面の交付を受けたものに限る。
- (4) 上部構造評点等 木造住宅の耐震診断と補強方法に定める工法を適用した木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法による上部構造評点及び精密診断法による上部構造耐力の評点をいう。
- (5) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修及び補強工事をいう。
- (6) 登録設計者等 滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者名簿に登録された者をいう。
- (7) 登録施工者 滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者名簿に登録された者が所属する事業所をいう。
- (8) 県産材利用耐震改修モデル事業 びわ湖材産地証明制度要綱（平成18年滋賀県琵琶湖環境部長通知滋林緑第456号・滋森保第473号）に基づき証明されたびわ湖材を利用する木造住宅耐震改修工事に補助する事業をいう。
- (9) 主要道路沿い耐震改修割増事業 緊急輸送道路等（滋賀県地域防災計画で定める緊急輸送道路並びに長浜市地域防災計画又は長浜市耐震改修促進計画で定める緊急輸送道路及び避難路をいう。以下同じ。）沿いの木造住宅で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面の緊急輸送道路等の境界線までの水平距離に1.5メートルを加えたものを超える場合の木造住宅

耐震改修工事に補助する事業をいう。

- (10) 高齢者世帯耐震改修割増事業 65歳以上の高齢者を含む世帯が居住する木造住宅で、その世帯の者が行う木造住宅耐震改修工事に補助する事業をいう。
- (11) 子育て世帯耐震改修割増事業 中学校卒業までの子を含む世帯が居住する木造住宅で、その世帯の者が行う木造住宅耐震改修工事に補助する事業をいう。
- (12) 避難経路バリアフリー化耐震改修割増事業 地震発生時の避難を容易にすると認められる段差解消等の改修工事（設備改修に係るものを除く。以下「バリアフリー改修工事」という。）を併せて行う木造住宅耐震改修工事に補助する事業をいう。
- (13) 内覧会開催耐震改修割増事業 工事中及び工事後の一般向け又は事業者向け内覧会を開催する木造住宅耐震改修工事に補助する事業をいう。
- (14) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造及び組積造の塀に該当するものをいう。
- (15) ブロック塀等耐震対策工事 ブロック塀等の地震に対する安全性の向上を目的として実施する撤去工事を含む耐震対策をいう。
- (16) 避難路等 長浜市地域防災計画又は長浜市耐震改修促進計画に記載されている避難路等をいう。ただし、避難経路においては複数の者が利用する道路に限る。
- (17) 土砂災害安全対策工事 土砂災害に対する建築物の安全性の向上を目的とする工事であつて、当該建築物について建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第80条の3の規定に適合させるものをいう。
- (18) 建築物耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第4条第2項第3号に掲げる耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に基づき行う診断をいう。
- (19) 予備診断 建築物耐震診断に要する費用の見積り等の目的で、予備的に対象建築物、設計図書等の概要の確認を行う現地調査等をいう。
- (20) 建築物耐震診断技術者 原則として、次に掲げる建築技術者（当該技術者が所属する建築士法第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所を含む。）をいう。
  - ア 木造住宅の耐震診断においては、都道府県、市町村、一般財団法人日本建築防災協会等（以下「県等」という。）が主催する木造住宅耐震診断講習会（木造建築技術者向け）の受講修了者
  - イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断においては、建築士法第2条第2項及び第3項に規定する建築士で、同法第22条第2項に基づいて県等が主催する耐震診断講習会等の受講修了者

（補助対象建築物等及び補助対象者）

**第3条** 補助の対象となる建築物等（以下「補助対象建築物等」という。）及び補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) この要綱による補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税又は国民健康保険料（税）に未納がある者
- (2) 国、県又は市の他の制度による同種の補助金を受けている建築物等
- (3) 過去にこの要綱による同種の補助金の交付を受けている建築物等

（補助対象経費）

**第4条** 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3のとおりとする。

(補助金額)

**第5条** 補助金の額は、別表第4のとおりとする。

(交付の申請)

**第6条** 申請者は、長浜市建築物耐震対策総合支援事業（木造住宅耐震改修等事業、ブロック塀等耐震化促進事業、土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策事業又は既存民間建築物耐震診断事業）補助金交付申請書（様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3又は様式第1号の4）に別表第5に定める関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(工事の着手)

**第7条** 規則第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知の日（以下「交付決定日」という。）以後速やかに補助事業に着手するものとし、着手したときは、速やかに長浜市建築物耐震対策総合支援事業着手届（様式第2号）により市長に届け出なければならない。

(計画の変更等)

**第8条** 補助決定者は、別表第6のいずれかに該当するときは、規則第8条第1項の規定により、長浜市建築物耐震対策総合支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）に關係書類を添えて、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請の内容を変更すべきと認めるときは、速やかに長浜市建築物耐震対策総合支援事業補助金交付変更承認通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 規則第6条第1項第4号の規定に基づく補助事業が予定期間内に完了しない場合又は完了が困難な場合の報告は、長浜市建築物耐震対策総合支援事業完了期日変更報告書（様式第5号）によるものとする。

(工程届出)

**第9条** 木造住宅耐震改修等事業の補助決定者は、耐震改修工事が土台、柱、はり及び筋かいを金物により接合する工事の工程に達したときは、木造住宅耐震改修工事工程届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理した場合は、耐震改修工事の現地検査をすることができる。

(補助事業の中止又は廃止の届出)

**第10条** 規則第6条第1項第3号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の届出は、長浜市建築物耐震対策総合支援事業廃止（中止）届（様式第7号）によるものとする。

(実績報告書の添付書類及び提出期限)

**第11条** 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条第1項の規定による補助事業等実績報告書に別表第7に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助決定者に対する指導)

**第12条** 市長は、補助決定者に対して、建築物の地震等に対する安全の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。  
(告示の失効)
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。  
(長浜市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱等の廃止)
- 3 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 長浜市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱 (平成18年長浜市告示第237号)
  - (2) 長浜市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱 (平成25年長浜市告示第66号)
  - (3) 長浜市土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策補助金交付要綱 (令和2年長浜市告示第255号)

### 別表第1 (第2条関係)

事業区分	事業内容
1 木造住宅耐震改修等事業	木造住宅耐震診断の結果、改修が必要とされた長浜市内の木造住宅の所有者が行う当該木造住宅の耐震改修工事(以下「木造住宅耐震改修工事」という。)を実施する事業をいう。
2 ブロック塀等耐震化促進事業	ブロック塀等耐震対策工事を実施する事業をいう。
3 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策事業	長浜市内の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)内の建築物の土砂災害防止対策を促進するため、当該建築物の土砂災害に対する安全対策工事を実施する事業をいう。
4 既存民間建築物耐震診断事業	建築物の耐震診断の実施を促進するため、長浜市に存する建築物(国、地方公共団体その他公共機関が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。)の建築物耐震診断を実施する事業をいう。

### 別表第2 (第3条関係)

事業区分	補助対象建築物等及び補助対象者
1 木造住宅耐震改修等事業	(1) 補助対象建築物等は、木造住宅耐震診断の結果、上部構造評点等が0.7未満とされた住宅で、かつ、次のいずれにも該当するものとする。 ア 長浜市内の木造住宅であること。ただし、民間建築物に限る。 イ 昭和56年5月31日以前に着工され、かつ、完成していること。

	<p>ウ 延べ面積が300平方メートル以下であり、かつ、その過半が住宅の用に供されていること。</p> <p>エ 階数が2階以下であること。</p> <p>オ 木造軸組工法によるものであること。</p> <p>カ 枠組壁工法、丸太組工法その他国土交通大臣等による特別な認定を得た工法によるものではないこと。</p> <p>(2) 補助対象者は、交付決定日以後に着手し、交付決定日の属する年度内に当該工事を完了することができる者で、かつ、(1)の規定による補助対象建築物等の住宅の所有者（現に所有している者を含む。）とする。</p>
<p>2 ブロック塀等耐震化促進事業</p>	<p>(1) 補助対象ブロック塀等は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 長浜市内のブロック塀等であること。ただし、国、地方公共団体その他公共機関が所有するものを除く。</p> <p>イ 避難路等に面するものであること。</p> <p>ウ 道路面からの高さが0.6メートル以上のものであること。</p> <p>エ 耐震診断の結果、倒壊危険性があると判断されたものであること。</p> <p>(2) 補助対象者は、交付決定日以後に着手し、交付決定日の属する年度内に当該工事を完了することができる者で、かつ、(1)の規定による補助対象ブロック塀等の所有者（現に所有している者を含む。）又はブロック塀の存する自治会の代表者とする。</p>
<p>3 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策事業</p>	<p>(1) 補助対象建築物等は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 長浜市内の建築物であること。ただし、民間建築物に限る。</p> <p>イ 特別警戒区域内に存する建築物（特別警戒区域の内外にわたるものを含む。）であること。</p> <p>ウ 補助対象建築物が存する特別警戒区域の指定の際、現に存し、又は現に工事中であった建築物であること。</p> <p>エ 居室を有する建築物であること。</p> <p>オ 令第80条の3の規定に適合していない建築物であること。</p> <p>(2) 補助対象者は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 交付決定日以後に着手し、交付決定日の属する年度内に当該工事を完了することができる者</p> <p>イ (1)の規定による補助対象建築物の所有者（現に所有している者を含む。）</p> <p>ウ 土砂災害安全対策工事を実施する者</p>
<p>4 既存民間建築物耐震診断事業</p>	<p>(1) 補助対象建築物等は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合し、原則として、昭和56年5月31日以前に同法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたもので、次のいずれかに該当するものとする。</p>

	<p>ア 耐震改修促進法第7条第1号に規定する建築物。ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第6条第2項各号及び第3項の要件に合致するものに限る。</p> <p>イ 耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物。ただし、緊急輸送道路沿道の建築物以外のものは現に使用しているものに限る。</p> <p>ウ 一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。以下同じ。）のうち、現に居住しているもの</p> <p>エ 共同住宅及び長屋（店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）</p> <p>(2) 補助対象者は、補助の対象となる民間建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。</p>
--	--

別表第3（第4条関係）

事業区分	補助対象経費
1 木造住宅耐震改修等事業	<p>次の(1)及び(2)の合計額（登録設計者等が設計及び工事監理を行い、登録施工者が施工し、(1)の経費の額が50万円を超えるものに限る。）</p> <p>(1) 補助対象住宅に係る上部構造評点等を1.0以上に引き上げること並びに地盤及び基礎の安全性を向上させるために必要と認められる木造住宅耐震改修工事に要する経費（一部の除却を含む。）</p> <p>(2) (1)に規定する木造住宅耐震改修工事のための設計及び工事監理に要する経費（69万5,000円を上限とする。）</p>
2 ブロック塀等耐震化促進事業	<p>(1) 次の経費の合計額。ただし、長さ1メートル当たり8万円にブロック塀等の総延長メートルを乗じた額を上限とする。</p> <p>ア 補助対象ブロック塀等を道路面からの高さを0.6メートル未満にする撤去工事に要する経費</p> <p>イ 補助対象ブロック塀等の耐震補強工事（基本方針告示に規定される方法又は基本方針告示により認められた方法により安全性が確認できるものに限る。）に要する経費</p> <p>ウ 塀等（生垣を除く。）の新設工事（撤去工事後のものに限る。）に要する経費</p>

	<p>(2) (1)ア及びイの規定による補助金の対象となる工事は、避難路等に面した地震発生時に倒壊するおそれのある道路面からの高さが0.6メートル以上のブロック塀等の全てについて実施しなければならない。ただし、2面以上の避難路等に面する場合は、1面以上の全てについて実施するものとする。</p> <p>(3) (1)ウの塀等の新設は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 道路面からの高さは、1.5メートル以下とし、フェンス等の軽量なもの（地盤面からの高さが0.4メートル以下の部分を除く。）とすること。</p> <p>イ 前面道路が建築基準法第42条第2項に該当する場合にあっては、同項の規定により道路とみなされる場所に設置しないこと。</p>
3 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策事業	土砂災害安全対策工事に要する経費
4 既存民間建築物耐震診断事業	<p>(1) 別表第2の4 既存民間建築物耐震診断事業の項(1)ア、イ及びエの建築物については、耐震診断及び予備診断に要した経費（補修費及び修繕費を除く。）とし、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する経費以外の経費を要する場合は、235万円を限度として当該経費の額を加算することができる。</p> <p>ア 延べ面積1,000平方メートル以内の部分 4,580円／平方メートル</p> <p>イ 延べ面積1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分 2,350円／平方メートル</p> <p>ウ 延べ面積2,000平方メートルを超える部分 1,570円／平方メートル</p> <p>(2) 別表第2の4 既存民間建築物耐震診断事業の項(1)ウの一戸建ての住宅については、耐震診断及び予備診断に要した経費（補修費及び修繕費を除く。）</p>

**別表第4 (第5条関係)**

事業区分	補助金の交付額等
1 木造住宅耐震改修等事業	<p>(1)により算出した額に、(2)から(7)までにより算出した額を加えた額</p> <p>(1) 木造住宅耐震改修工事業費補助基本額 補助対象</p>

	<p>経費の80パーセント（115万円（多雪区域で当該事業を行う場合は140万円）を上限とし、利子補給制度（独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。以下同じ。）を利用する場合は57万5,000円を減じた額を上限とする。）</p> <p>(2) 県産材利用耐震改修モデル事業費加算額 びわ湖材の利用数量に応じ次に定める額</p> <p>ア 0.25立方メートルを超え0.45立方メートル以下の場合 5万円</p> <p>イ 0.45立方メートルを超え0.70立方メートル以下の場合 10万円</p> <p>ウ 0.70立方メートルを超える場合 20万円</p> <p>(3) 主要道路沿い耐震改修割増事業費加算額 1戸当たり5万円（補助対象経費が100万円以下の場合を除く。）</p> <p>(4) 高齢者世帯耐震改修割増事業費加算額 1戸当たり5万円（補助対象経費が100万円以下の場合を除く。）</p> <p>(5) 子育て世帯耐震改修割増事業費加算額 1戸当たり5万円（補助対象経費が100万円以下の場合を除く。）</p> <p>(6) 避難経路バリアフリー化耐震改修割増事業費加算額 バリアフリー改修工事費の23パーセント（10万円を上限とする。ただし、補助対象経費が100万円以下の場合を除く。）</p> <p>(7) 内覧会開催耐震改修割増事業費加算額 1戸当たり5万円（補助対象経費が100万円以下の場合を除く。）</p>
2 ブロック塀等耐震化促進事業	補助対象経費の合計額の3分の2（10万円を上限とする。）
3 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策事業	補助対象経費に23パーセントを乗じて得た額（1棟当たり77万2,000円を上限とする。）
4 既存民間建築物耐震診断事業	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額。（別表2の4既存民間建築物耐震診断事業の項(1)ア、イ及びエの建築物は200万円を、同項(1)ウの一戸建ての住宅は13万6,000円を上限とする。）

**別表第5（第6条関係）**

事業区分	関係書類
1 木造住宅	(1) 補助対象建築物等の住宅に係る確認通知書の写し、固定資産課税明

<p>耐震改修等事業</p>	<p>細書の写し、登記事項証明書の写真その他当該住宅の建築年次及び延べ面積が分かる書類</p> <p>(2) 木造住宅耐震改修工事（避難経路バリアフリー化耐震改修割増事業に該当する場合にあっては、バリアフリー改修工事を含む。）に係る計画書で、次のいずれもが明示されているもの</p> <p>ア 付近見取図、設計図、補強・改修計画図その他補強・改修の方法を示す図書（登録設計者等の記名があるものに限る。）</p> <p>イ 耐震改修工事実施後の上部構造評点等（時刻歴応答計算による方法で木造住宅耐震診断を行った場合は、耐震判定機関の適正であることを証する書面の写しを含む。）</p> <p>(3) 木造耐震改修工事に係る工事費の見積書（耐震改修工事費、バリアフリー改修工事費及びその他の部分のそれぞれの見積額が分かるもので、登録設計者等又は登録施工者の記名があるものに限る。）</p> <p>(4) 以前に実施した補助対象建築物等の住宅に係る木造住宅耐震診断の結果を証する書類</p> <p>(5) 県産材利用耐震改修モデル事業に該当する場合は、びわ湖材の利用箇所及び数量が分かる書類</p> <p>(6) 高齢者世帯耐震改修割増事業又は子育て世帯耐震改修割増事業に該当する場合は、世帯全員の住民票記載事項証明書</p> <p>(7) 内覧会開催耐震改修割増事業に該当する場合は、工事中及び工事後の内覧会の計画書</p> <p>(8) その他市長が必要とする書類</p>
<p>2 ブロック塀等耐震化促進事業</p>	<p>(1) 付近見取図</p> <p>(2) ブロック塀等耐震対策工事の計画書（現況及び対策工事後の図面等）</p> <p>(3) ブロック塀等耐震対策工事に係る工事費の見積書</p> <p>(4) ブロック塀等の現況写真</p> <p>(5) 耐震診断の結果が分かる書類</p> <p>(6) その他市長が必要とする書類</p>
<p>3 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策事業</p>	<p>(1) 補助対象建築物等の付近見取図、配置図及び現況写真</p> <p>(2) 土砂災害安全対策工事の概要を示す資料</p> <p>(3) 補助対象建築物等が令第80条の3の規定に適合しないことが確認できる書類</p> <p>(4) 土砂災害安全対策工事の設計図書（設計者の記名があるものに限る。）</p> <p>(5) 土砂災害安全対策工事に要する経費の見積書の写し（土砂災害安全対策工事に係る見積額が分かるもので、設計者又は施工者の記名があるものに限る。）</p>

	(6) その他市長が必要とする書類
4 既存民間建築物耐震診断事業	(1) 付近見取図 (2) 当該建築物の確認済証及び検査済証の写し (3) (2)の書類がない場合は、固定資産税等の市税納税証明書、家屋の固定資産税課税明細書等又は建築物の建築時期及び延べ面積が分かるもの (4) 建築物耐震診断経費の見積書又はその写し (5) 建築物耐震診断技術者の資格を証する書類の写し (6) 当該建築物の使用者の同意書（建築物の所有者と使用者が異なる場合に限る。） (7) 当該管理組合の組合規約及び耐震診断を実施することを決議したことを証する書類（申請者が管理組合の場合に限る。） (8) その他市長が必要とする書類

別表第6（第8条関係）

事業区分	変更内容	関係書類
1 木造住宅耐震改修等事業	(1) 耐震改修工事又はバリアフリー改修工事の施工箇所又は施工方法を変更しようとするとき。 (2) 補助対象経費の額又は耐震改修割増事業の変更に より、補助金交付申請額を変更しようとするとき。	(1) 第6条に掲げる書類のうち、変更が生じる部分の書類 (2) その他市長が必要と認める書類
2 ブロック塀等耐震化促進事業	(1) ブロック塀等耐震対策工事の施工箇所又は施工方法を変更しようとするとき。 (2) 補助対象経費の額の変更により、補助金交付申請額を変更しようとするとき。	(1) 第6条に掲げる書類のうち、変更が生じる部分の書類 (2) その他市長が必要と認める書類
3 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策事業	(1) 土砂災害安全対策工事の施工箇所又は施工方法を変更しようとするとき。 (2) 補助対象経費の額又は補助事業の変更により、補	(1) 第6条に掲げる書類のうち、変更が生じる部分の書類 (2) その他市長が必要と認める書類

	助金交付申請額を変更しようとするとき。	
4 既存民間建築物耐震診断事業	申請内容を変更しようとするとき。	(1) 第6条に掲げる書類のうち、変更が生じる部分の書類 (2) その他市長が必要と認める書類

別表第7 (第11条関係)

事業区分	関係書類
1 木造住宅耐震改修等事業	(1) 登録施工者との間に締結した工事請負契約書の写し (2) 工事費領収書の写し (登録施工者の発行したものに限る。) (3) 工事写真 (耐震改修工事及びバリアフリー改修工事の内容が確認できるもの) (4) 登録設計者等との間に締結した設計委託契約書及び監理委託契約書の写し (契約を締結した場合に限る。) (5) 設計委託費及び監理委託費に係る領収書の写し ((4)に規定する契約を締結した場合に限る。) (6) 改修後の平面図 (7) 県産材利用耐震改修モデル事業に該当する場合は、びわ湖材証明書の写し及びびわ湖材を利用したことが分かる書類 (8) 内覧会開催耐震改修割増事業に該当する場合は、工事中及び工事後の内覧会を開催したことが分かる書類 (9) その他市長が必要と認める書類
2 ブロック塀等耐震化促進事業	(1) 工事請負契約書の写し (2) 工事費領収書の写し (3) 工事写真 (ブロック塀等耐震対策工事の内容が確認できるもの) (4) 対策工事後の図面等 (5) その他市長が必要と認める書類
3 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策事業	(1) 補助事業に係る契約書の写し (2) 工事費領収書の写し (3) 工事写真 (土砂災害安全対策工事の内容が確認できるもの) (4) 改修後の平面図 (5) その他市長が必要と認める書類
4 既存民間建築物耐震	(1) 契約書の写し (2) 耐震診断報告書又はその写し

診断事業	(3) 耐震診断経費の支払の領収書の写し (4) その他市長が必要と認める書類
------	--

様式第1号 (第6条関係)

長浜市建築物耐震対策総合支援事業 (木造住宅耐震改修等事業)  
補助金交付申請書

年 月 日

長浜市長 あて

申請者

〒 -

住所

氏名

電話番号 ( )

長浜市建築物耐震対策総合支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、同要綱第3条に該当する補助対象建築物等及び補助対象者であることを確認するために、長浜市が住民基本台帳、市税納付状況、他事業補助金申請償還状況及び建築確認申請等について照合を行うことに同意し、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業の名称	木造住宅耐震改修等事業
住宅の所在地			
多雪区域の内外	<input type="checkbox"/> 多雪区域	<input type="checkbox"/> 多雪区域以外	
利子補給制度を活用	<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	
補助金交付申請額	円		
住宅の種類	専用住宅・( )併用住宅		
建築年次	年 月	階数・延べ床面積	階 m <sup>2</sup>
耐震改修前の上部構造評点	耐震改修後の上部構造評点		
住宅所有者名	併用住宅の住宅以外の面積		m <sup>2</sup>
居住者承諾 (賃貸住宅の場合)	居住世帯数 ( ) 承諾 (有り・無し)		
改修実施期間	年 月 日から 年 月 日まで		
利用する助成制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県産材利用耐震改修モデル事業 (利用する・利用しない)</li> <li>・ 主要道路沿い耐震改修割増事業 (利用する・利用しない)</li> <li>・ 高齢者世帯耐震改修割増事業 (利用する・利用しない)</li> <li>・ 子育て世帯耐震改修割増事業 (利用する・利用しない)</li> <li>・ 避難経路ハリアー化耐震改修割増事業 (利用する・利用しない)</li> <li>・ 内覧会開催耐震改修割増事業 (利用する・利用しない)</li> </ul>		
※受付番号 第 号	※備考		

- (注) 1 不要な箇所は、=線で抹消すること。  
2 ※印のある欄は、記入しないでください。  
3 本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

木造住宅耐震改修実施の概要書

実施した耐震診断の内容	<input type="checkbox"/> 滋賀県木造住宅耐震診断マニュアル <input type="checkbox"/> 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
耐震診断者	氏名 _____ 滋賀県木造住宅耐震診断員：登録番号 第 _____ 号 ( ) 級建築士 ( ) 登録第 _____ 号 ( ) 級建築士事務所 ( ) 登録第 _____ 号	
耐震改修工事の設計者	氏名 _____ 滋賀県耐震改修工事講習会修了者 登録番号 第 _____ 号 ( ) 級建築士 ( ) 登録第 _____ 号 ( ) 級建築士事務所 ( ) 登録第 _____ 号	
耐震改修工事の監理者	氏名 _____ 滋賀県耐震改修工事講習会修了者 登録番号 第 _____ 号 ( ) 級建築士 ( ) 登録第 _____ 号 ( ) 級建築士事務所 ( ) 登録第 _____ 号	
改修工事の施工者	氏名 _____ 滋賀県耐震改修工事講習会修了者 登録番号 第 _____ 号	
今回行う工事の内容	補助対象工事	補助対象外工事
補助対象経費の算定	①耐震改修工事費（設計、監理料含む）	円
補助金の算定	木造住宅耐震改修工事業費補助基本額 上記①の金額の80%（上限115万円（多雪区域の場合140万円））	円 (1,000円未満切捨て)
	県産材利用耐震改修モデル事業 (びわ湖材利用数量 _____ m <sup>2</sup> )	円
	主要道路沿い耐震改修割増事業（5万円）	円
	高齢者世帯耐震改修割増事業（5万円）	円
	子育て世帯耐震改修割増事業（5万円）	円
	避難経路バリアフリー化耐震改修割増事業 バリアフリー改修工事費 _____ 円の23%（上限10万円）	円 (1,000円未満切捨て)
	内覧会開催耐震改修割増事業（5万円）	円
	合 計	円
備 考		

様式第1号の2 (第6条関係)

長浜市建築物耐震対策総合支援事業 (ブロック塀等耐震化促進事業)  
補助金交付申請書

年 月 日

長浜市長 あて

申請者

〒 -

住所

氏名

電話番号 ( )

長浜市建築物耐震対策総合支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、同要綱第3条に該当する補助対象ブロック塀等及び補助対象者であることを確認するために、長浜市が住民基本台帳、市税納付状況、他事業補助金申請償還状況及び建築確認申請等について照合を行うことに同意し、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業の名称	ブロック塀等耐震化促進事業
所在地			
補助金交付申請額	円		
補助対象経費額	円		
既存ブロック塀等の構造	構造： <input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 組積造 長さ： m 高さ： m		
面する避難路等の種類	<input type="checkbox"/> 通学路 <input type="checkbox"/> 緊急輸送道路等 <input type="checkbox"/> 住宅や事業所等から避難所へ通じる道路 <input type="checkbox"/> 避難所		
補助対象工事	<input type="checkbox"/> 撤去工事のみ <input type="checkbox"/> 補強工事 <input type="checkbox"/> 撤去工事及び新設工事		
工事実施期間	年 月 日から 年 月 日まで		
工事の概要			
※受付番号 第 号	※備考		

- (注) 1 不要な箇所は、=線で抹消すること。  
2 ※印のある欄は、記入しないでください。  
3 本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

様式第1号の3 (第6条関係)

長浜市建築物耐震対策総合支援事業 (土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策事業)  
補助金交付申請書

年 月 日

長浜市長 あて

申請者

〒 -

住所

氏名

電話番号 ( )

長浜市建築物耐震対策総合支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、同要綱第3条に該当する補助対象建築物及び補助対象者であることを確認するために、長浜市が住民基本台帳、市税納付状況、他事業補助金申請償還状況及び建築確認申請等について照合を行うことに同意し、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業の名称	土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策事業
所在地			
補助金交付申請額	円		
補助対象経費額	円		
建築物の用途			
建築年次	年 月	階数・延べ床面積	階 m <sup>2</sup>
土砂災害特別警戒区域指定年月日	年 月 日		
工事実施期間	年 月 日から 年 月 日まで		
工事の概要			
※受付番号 第 号	※備考		

- (注) 1 不要な箇所は、=線で抹消すること。  
2 ※印のある欄は、記入しないでください。  
3 本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

様式第1号の4 (第6条関係)

長浜市建築物耐震対策総合支援事業 (既存民間建築物耐震診断事業)

補助金交付申請書

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 住 所  
氏 名 (名称及び代表者)  
電話番号 ( )

長浜市建築物耐震対策総合支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、同要綱第3条に該当する補助対象建築物及び補助対象者であることを確認するために、長浜市が住民基本台帳、市税納付状況、他事業補助金申請償還状況及び建築確認申請等について照合を行うことに同意し、次のとおり申請します。

建築物の名称				
建築物の所在地		長浜市		
建築物の所有者		(住所) (氏名)		
用途				
構造		造 一部 造		
規模	地上 階	建築面積 m <sup>2</sup>	延べ面積 m <sup>2</sup>	
	地下 階			
建築年月日		年 月 日 (着工・しゅん工)		
確認済証		年 月 日 第 号		
建築物耐震診断技術者	資格	(一級・二級・木造)建築士 登録番号( )		
	氏名	Ⓜ		
	勤務先	名称		
		所在地	TEL	
設計図書の有無		意匠図面 全部有、一部有、無 構造図面 全部有、一部有、無 構造計算書 全部有、一部有、無		
診断概算費用		円 (消費税を除く。)		
設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用		円 (消費税を除く。)		
交付申請額		円		
補助事業完了予定日		年 月 日		
※ 受付欄		※ 備考欄		

- (注) 1 不要な箇所は、=線で抹消すること。  
2 ※印のある欄は、記入しないでください。  
3 本人 (代表者) が署名しない場合は、記名押印してください。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

長浜市長 あて

申請者

〒 -

住所

氏名

電話番号

( )

長浜市建築物耐震対策総合支援事業着手届

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった長浜市建築物耐震対策総合支援事業に着手したので届け出ます。

建築物等の所在地	長浜市
事業の種別	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震改修等事業 <input type="checkbox"/> ブロック塀等耐震化促進事業 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策事業 <input type="checkbox"/> 既存民間建築物耐震診断事業
着手日	年 月 日
耐震診断技術者	氏名 住所 電話番号  ※既存民間建築物耐震診断事業の場合のみ記載してください。

(注) 本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

様式第3号（第8条関係）

長浜市建築物耐震対策総合支援事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 〒 -  
 住所  
 氏名  
 電話番号 ( )

年 月 日付け 第 号で長浜市建築物耐震対策総合支援事業補助金交付決定通知のあった工事の内容を次のとおり変更したいので、長浜市建築物耐震対策総合支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき申請します。

建築物等の所在地	長浜市
事業の種類別	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震改修等事業 <input type="checkbox"/> ブロック塀等耐震化促進事業 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策事業 <input type="checkbox"/> 既存民間建築物耐震診断事業
変更後の補助金交付申請額	円
変更事項及び変更理由	
添付書類	変更後の事業の計画書及び見積書
※受付番号 第 号	※備考

- (注) 1 不要な箇所は、＝線で抹消すること。  
 2 ※印のある欄は、記入しないでください。  
 3 本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

様式第4号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

長浜市長

長浜市建築物耐震対策総合支援事業補助金交付変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のありました下記の建築物等に関する長浜市建築物耐震対策総合支援事業補助金交付変更承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、長浜市建築物耐震対策総合支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 建築物等の所在地

2 事業の種別

3 補助金額（変更後） 金 円

4 その他

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号 ( )

長浜市建築物耐震対策総合支援事業完了期日変更報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業が下記事由により予定の期間内に完了しなくなったので、長浜市建築物耐震対策総合支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき報告します。

記

- 1 交付申請書に記載の事業期間の末日 年 月 日
- 2 変更後の当該事業期間の末日 年 月 日
- 3 変更の理由

（注）本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号 ( )

木造住宅耐震改修工事工程届

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった下記建築物が  
土台、柱、はり及び筋かいを金物により接合する工事の工程に達したので届け出ます。

記

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 工程に達した日 年 月 日

(注) 本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号 ( )

長浜市建築物耐震対策総合支援事業廃止（中止）届

年 月 日付け 第 号で長浜市建築物耐震対策総合支援事業補助金交付決定通知のあった事業の一部（全部）を廃止（中止）したいので、長浜市建築物耐震対策総合支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき届け出ます。

建築物等の所在地	長浜市
事業の種類別	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震改修等事業 <input type="checkbox"/> ブロック塀等耐震化促進事業 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域内建築物安全対策事業 <input type="checkbox"/> 既存民間建築物耐震診断事業
廃止（中止）を必要とする理由	
廃止（中止）に係る事業の内容及び金額	

（注）本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。